

平成27年3月27日 招集

平成27年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
 平成27年3月27日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について （平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について）	1
第4	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について）	3
第5	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について （平成27年度門真市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用について）	5
第6	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市立学校管理職人事について）	7
第7	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市教育委員会事務局人事について）	10
第8	承認第6号	臨時代理による事務処理の承認について （懲戒処分に関する大阪府への内申について）	16
第9	議案第15号	市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について	17
第10	議案第16号	門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定について	22
第11	議案第17号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について	27
第12	議案第18号	門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について	38
第13	議案第19号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	41
第14	議案第20号	門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について	44
第15	議案第21号	門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の廃止について	46

第16	議案第22号	門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について	48
第17	議案第23号	門真市立図書館協議会委員の任命について	50
第18	議案第24号	平成27年度門真市教育の重点について	53
第19	議案第25号	平成27年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について	54
第20	議案第26号	門真市子ども・子育て支援事業計画の策定について	57
第21		諸報告	63

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について (平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成26年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

費許明越繰

款	項	事業名	金額
教育費	保健体育費	(仮称)市立総合体育館建設事業	千円 100,000

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について (平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成27年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成27年度教育費等補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円	千円	千円	委託料	千円	○スポーツ活動推進体制の充実 (仮称)市立総合体育館建設事業 6,700 委託料 (仮称)市立総合体育館実施設計変更業務委託料 6,700
	1,171,679	6,700	1,178,379		6,700	

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成27年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

承認第6号

臨時代理による事務処理の承認について
(懲戒処分に関する大阪府への内申について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、懲戒処分に関する大阪府への内申を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

議案第15号

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、門真市長から次の事項を門真市教育委員会へ委任及び門真市教育委員会事務局職員へ補助執行させたい旨協議があり、同意したいので、門真市教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、新「教育長」は教育委員会の補助機関でなくなることから、補助執行の規定から教育長の規定を削除するものである。

また、平成27年4月1日から「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）」による児童福祉法等の一部改正により、放課後児童健全育成事業の開始の届出等に係る事務及び地域型保育事業（子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。以下同じ。）の認可等に係る事務並びに「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等並びに業務管理体制に係る届出等に係る事務について、教育委員会事務局職員が実施することになることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、教育委員会へ委任及び補助執行を適用するにあたって協議を行うもの

2 新たに委任される事務について

- (1) 整備法により改正された児童福祉法で新たに規定された市長の権限に属する事務

- (2) 子ども・子育て支援法に規定された市長の権限に属する事務
- (3) (1)及び(2)の委任する事務のうち、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成4年門真市規則第12号）第2条第3号に規定する分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収等については、補助執行とする。

3 補助執行される事務から事務委任へ

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第5条第2項の規定により本市が処理することとされた放課後児童健全育成事業に係る事務の執行について、整備法による児童福祉法の改正に伴い都道府県知事の権限であった当該放課後児童健全育成事業に係る事務が、市町村長の事務となったため、この事務を補助執行から教育委員会に事務委任し、補助執行される事務から削除するものである。

4 委任及び補助執行の開始時期

平成27年4月1日とする（補助執行の規定から教育長の規定を削除することの効力については、新「教育長」から適用され、現「教育長」の教育委員会の委員としての任期中については、従前のおりとする。）。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法等の一部改正及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について同意するにつき、本案を提出するものである。



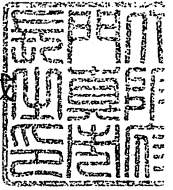
門政企第764号

平成27年3月20日

門真市教育委員会委員長

長澤 信之 様

門真市長 園部 一成



市長の権限に属する事務の委任及び補助執行について（協議）

このことにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

○市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

1. 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、新「教育長」は教育委員会の補助機関でなくなることから、補助執行の規定から教育長の規定を削除するものである。

また、平成27年4月1日から「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）」による児童福祉法等の一部改正により、放課後児童健全育成事業の開始の届出等に係る事務及び地域型保育事業（子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。以下同じ。）の認可等に係る事務並びに「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等並びに業務管理体制に係る届出等に係る事務について、教育委員会事務局職員が実施することになることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、教育委員会へ委任及び補助執行を適用するにあたって協議を行うもの

2. 委任と補助執行について

委任とは、事務権限を教育委員会へ移管し、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市教育委員会名により実施する。

補助執行とは、事務権限を市長とし、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市長名により実施する。

※ 委任事務は、教育委員会会議において、その事務の可否について、審議し決定するもの

3. 新たに委任する事務について

門真市長は、次に掲げる事務を門真市教育委員会に委任する。

- (1) 整備法により改正された児童福祉法で新たに規定された市長の権限に属する事務
- (2) 子ども・子育て支援法に規定された市長の権限に属する事務
- (3) (1)及び(2)の委任する事務のうち、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成4年門真市規則第12号）第2条第3号に規定する分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収等については、補助執行とする。

4. 補助執行させる事務から事務委任へ

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第5条第2項の規定により本市が処理することとされた放課後児童健全育成事業に係る事務の執行について、整備法による児童福祉法の改正に伴い都道府県知事の権限であった当該放課後児童健全育成事業に係る事務が、市町村長の事務となったため、この事務を補助執行される事務から教育委員会に事務委任することとするものである。

5. スケジュール（3月中 実施予定）

協議の同意後、「門真市教育委員会に対する事務委任規則」及び「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の改正を市長部局で実施する。

6. 委任及び補助執行の開始時期

平成27年4月1日とする（補助執行の規定から教育長の規定を削除することの効力については、新「教育長」から適用され、現「教育長」の教育委員会の委員としての任期中については、従前のおりとする。）。

議案第16号

門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定につ
いて

門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則を次のとおり制定するにつき、
教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により、放課後児童健全育成事業の開始、変更、廃止又は休止に係る届出に関し、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の届出に関し、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届出書（様式第1号）により行わなければならない。

2 法第34条の8第3項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届出書（様式第2号）により行わなければならない。

3 法第34条の8第4項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届出書（様式第3号）により行わなければならない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、事業の届出に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

放課後児童健全育成事業開始届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

事業者住所

事業者氏名

印

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始しますので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定により届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、 その名称及び主たる事 務所の所在地)	
職員の定数	職員数 人(放課後児童支援員: 人、補助員 人、 その他(事務職員等): 人)
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模 及び構造・図面	専用区画: m ² 〔1人当たり: m ² 〕 合計 m ² その他: m ² 建物の構造: 造 階建の 階
事業開始の予定年月日	

添付書類	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴(名簿等を添付) <input type="checkbox"/> 職務の内容(上記の名簿等に記載) <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面(平面図等を添付) <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書(ただし、門真市教育委員会 がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧でき る場合は、添付不要)
------	---

様式第2号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業変更届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

事業者住所

事業者氏名

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更しましたので、児童福祉法第34条の8第3項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項の番号に○)		1 事業の種類及び内容 8 施設の種類 2 経営者の氏名及び住所 9 施設の所在地 3 定款その他の基本約款 10 建物その他の設備の規模、構造並びに図面 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 11 事業開始の予定年月日 6 主な職員の氏名及び経歴 12 その他 () 7 施設の名称
変 更 内 容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

備考 変更する事項に関する必要な書類を添付してください。

様式第3号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

事業者住所

事業者氏名

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）しますので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受けている児童 に対する措置	

議案第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、関係各規則において所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(門真市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会傍聴人規則(昭和27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 次の各号の一に当たると認められる者は傍聴を許さない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他<u>門真市教育委員会教育長</u>(以下「<u>教育長</u>」という。)において傍聴を不適当と認める者</p>	<p>第2条 次の各号の一に当たると認められる者は傍聴を許さない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他<u>委員長</u>において傍聴を不適当と認める者</p>
<p>第6条 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。</p>	<p>第6条 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。</p>
<p>第7条 前各条のほか傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>第7条 前各条のほか傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 門真市教育委員会公印規則(昭和43年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)								
番号	名称	書体	寸法	印法	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法	印法	個数	使用区分	保管者
> 略							> 略								
3	大阪府門真市教育委員会印	れい	方21	つげ	1	生涯学習部生涯学習課の所管に属する許可書用	生涯学習部生涯学習課長	3	大阪府門真市教育委員会印	れい	方21	つげ	1	生涯学習部地域教育文化課の所管に属する許可書用	生涯学習部地域教育文化課長
4	大阪府	て	方24	水	1	一般文書	学校教育	4	大阪府	て	方18	つ	1	一般文書	学校教育

改正後				
	門真市人 教育委員 会長印	書	生用	部教育総 務課長
5	大阪府門真市 教育委員 会長職務代理 者印	て方20 ん書	つ1 げ	1 教育長職務代理者 名をもつてする一 般文書用 学校教育 部教育総 務課長
略				
5	大阪府門真市 教育委員 会長職務代理 者印	れ方18 い書	つ1 げ	1 生涯学習 部長名をもつてする一 般文書用 生涯学習 部生涯学 習課長
) 略				

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
) 略		
4	大阪府門 真市教育 委員 会長印 会教府	大阪府門 真市教育 委員会教 育長印

改正前				
	門真市人 教育委員 会長印	書	げ用	部教育総 務課長
4	大阪府門真市 教育委員 会長職務代理 者印	て方20 ん書	つ1 げ	1 委員長職務代理者 名をもつてする一 般文書用 学校教育 部教育総 務課長
5	大阪府門真市 教育委員 会長職務代理 者印	て方24 ん書	水1 牛用	1 一般文書 学校教育 部教育総 務課長
略				
5	大阪府門真市 教育委員 会長職務代理 者印	れ方18 い書	つ1 げ	1 生涯学習 部長名をもつてする一 般文書用 生涯学習 部地域教 育文化課 長
) 略				

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
) 略		
4	大阪府門 真市教育 委員 会長印 育門	大阪府門 真市教育 委員 会長印
4-2	大阪府門 真市教育 委員 長職務代理 者印	大阪府門 真市教育 委員 長職務代理 者印

改正後			改正前		
5	代育委真大 理長員市阪 者職会教府 印務教育門	大阪府門 真市教育 委員会教 育長職務 代理者印	5	教育門大 育委真阪 長員市 印会教府	大阪府門 真市教育 委員会教 育長印
> 略			> 略		

(門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第3条 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を門真市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。ただし、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、教育長職務代理者に委任することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務の管理及び執行の状況について、委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するために行った事務</u></p> <p>(2) <u>委員会から報告を求められた事務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第1条の規定により教育長に委任した事務で重要と認めるもの</u></p>	<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を門真市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。ただし、教育長に事故があるとき</p> <p>は、教育長職務代理者に委任することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>第3条 略</p>

(門真市教育委員会会議規則の一部改正)

第4条 門真市教育委員会会議規則（昭和54年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 <u>教育長職務代理者の指名(第7条)</u></p> <p>第4章 会議 (第8条—第21条)</p> <p>第5章 会議録 (第22条—第26条)</p> <p>第6章 請願等及び傍聴 (第27条・第28条)</p> <p>第7章 補則 (第29条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条</u>の規定に基づき、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>門真市教育委員会教育長</u>（以下「教育長」という。）が必要と認めるとき、又は委員2人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があつたときに招集する。ただし、その請求は、書面により行うものとする。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 会議の招集を行つた場合には、<u>教育長</u>は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(参集)</p> <p>第4条</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 <u>委員長等の選挙等(第7条・第8条)</u></p> <p>第4章 会議 (第9条—第22条)</p> <p>第5章 会議録 (第23条—第27条)</p> <p>第6章 請願等及び傍聴 (第28条・第29条)</p> <p>第7章 補則 (第30条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条</u>の規定に基づき、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めるとき、又は委員2人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があつたときに招集する。ただし、その請求は、書面により行うものとする。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 会議の招集を行つた場合には、<u>委員長</u>は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(参集)</p> <p>第4条</p>

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめ、その旨を、<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>1 略</p> <p>2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめ、その旨を、<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(議事日程)</p>	<p>(議事日程)</p>
<p>第5条 <u>教育長</u>は、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め、委員に配布する。</p>	<p>第5条 <u>委員長</u>は、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め、委員に配布する。</p>
<p>2 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、<u>教育長</u>は、改めてその日程を定めなければならない。</p>	<p>2 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、<u>委員長</u>は、改めてその日程を定めなければならない。</p>
<p>(議事日程の変更等)</p>	<p>(議事日程の変更等)</p>
<p>第6条 <u>教育長</u>は、必要があると認めたときは、会議に諮つて議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>	<p>第6条 <u>委員長</u>は、必要があると認めたときは、会議にはかつて議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>
<p>第3章 <u>教育長職務代理者の指名</u></p>	<p>第3章 <u>委員長等の選挙等</u> (<u>委員長の選挙</u>)</p>
	<p>第7条 <u>会議の招集の当日に委員長がいないときは、委員長の選挙を行う。ただし、委員長の任期満了前に、次期委員長の選挙を行うことを妨げない。</u></p>
	<p>2 <u>委員長の選挙は、指名推薦の方法によつて行う。</u></p>
	<p>3 <u>委員長の選挙が前項に規定する方法により難しいときは、無記名投票により行う。</u></p>
	<p>4 <u>前項の場合は、有効投票の最多数を得た者(その者が2名あるときは、これらの者のうちからくじで定める者)を当選人とする。</u></p>
<p>(<u>教育長職務代理者の指名</u>)</p>	<p>(<u>委員長職務代理者の指名</u>)</p>
<p>第7条 <u>会議の招集の当日に教育長職務代理者がいないときは、教育長が教育長職務代理者を指名する。</u></p>	<p>第8条 <u>会議の招集の当日に委員長職務代理者がいないときは、委員長職務代理者を指名する。</u></p>
	<p>2 <u>委員長職務代理者の指名については、前条第2項から第4項までの規定を準用す</u></p>

改正後	改正前
<p>第8条 略</p>	<p>る。</p> <p>第9条 略</p>
<p>(開会等の宣告)</p> <p>第9条 会議の開会、休憩及び閉会は、<u>教育長</u>が宣告する。</p>	<p>(開会等の宣告)</p> <p>第10条 会議の開会、休憩及び閉会は、<u>委員長</u>が宣告する。</p>
<p>(事件の宣告)</p> <p>第10条 <u>教育長</u>は、会議に付すべき事件を宣告しなければならない。</p>	<p>(事件の宣告)</p> <p>第11条 <u>委員長</u>は、会議に付すべき事件を宣告しなければならない。</p>
<p>(一括議題)</p> <p>第11条 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。</p>	<p>(一括議題)</p> <p>第12条 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。</p>
<p>(議案の朗読)</p> <p>第12条 <u>教育長</u>は、議題となつた事件について、事務局職員に朗読させるものとする。</p>	<p>(議案の朗読)</p> <p>第13条 <u>委員長</u>は、議題となつた事件について、事務局職員に朗読させるものとする。</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>(委員の発言)</p> <p>第14条 委員は、前条に規定する説明が終了後において、当該会議に付された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合においては、あらかじめ<u>教育長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従つて<u>教育長</u>がこれを許可する。</p> <p>3 略</p>	<p>(委員の発言)</p> <p>第15条 委員は、前条に規定する説明が終了後において、当該会議に付された事件について質疑し、又は意見を述べるができる。この場合においては、あらかじめ<u>委員長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従つて<u>委員長</u>がこれを許可する。</p> <p>3 略</p>
<p>(採決)</p> <p>第15条 会議に付された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、<u>教育長</u>が採決に付する問題を宣告して採決しなければならない。</p>	<p>(採決)</p> <p>第16条 会議に付された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、<u>委員長</u>が採決に付する問題を宣告して採決しなければならない。</p>
<p>(採決の方法)</p> <p>第16条 採決は、<u>教育長</u>が順次各委員の賛否</p>	<p>(採決の方法)</p> <p>第17条 採決は、<u>委員長</u>が順次各委員の賛否</p>

改正後	改正前
<p>を求めて行う。</p> <p>2 <u>教育長</u>が必要と認めたときは、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p>	<p>を求めて行う。</p> <p>2 <u>委員長</u>が必要と認めたときは、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p>
<p>(動議の提出)</p>	<p>(動議の提出)</p>
<p>第17条</p>	<p>第18条</p>
<p>1 略</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は、会議に諮つて議題としなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>委員長</u>は、会議に諮つて議題としなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>第18条 略</p>	<p>第19条 略</p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>
<p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、<u>教育長</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>第20条 会議の議題となつた事件を撤回又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、<u>委員長</u>の承認を得なければならない。</p>
<p>第20条 略</p>	<p>第21条 略</p>
<p>(事務局職員の出席)</p>	<p>(事務局職員の出席)</p>
<p>第21条 <u>教育長</u>は、事務局職員を出席させることができる。</p>	<p>第22条 <u>教育長</u>は、<u>委員長の承認</u>を得て、事務局職員を出席させることができる。</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>(会議録の作成)</p>	<p>(会議録の作成)</p>
<p>第23条 会議録は、<u>教育長</u>が事務局職員の中から指名してこれを作成させるものとする。</p>	<p>第24条 会議録は、<u>委員長</u>が事務局職員の中から<u>教育長が推薦する者</u>を指名してこれを作成させるものとする。</p>
<p>(署名)</p>	<p>(署名)</p>
<p>第24条 会議録には、<u>教育長</u>及びその都度<u>教育長</u>の指名する委員1人が署名しなければならない。</p>	<p>第25条 会議録には、<u>委員長</u>及びその都度<u>委員長</u>の指名する委員1人が署名しなければならない。</p>
<p>第25条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>(会議録に記載しない事項)</p>	<p>(会議録に記載しない事項)</p>

改正後	改正前
<p>第26条 会議録には、<u>第20条</u>に規定する秘密会の議事は、記載しない。</p> <p>(請願等の処理)</p> <p>第27条 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、<u>教育長</u>の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(傍聴)</p> <p>第28条 会議は、傍聴することができる。ただし、<u>教育長</u>が必要と認めたとき又は<u>第20条</u>に規定する秘密会については、この限りではない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この規則の施行について必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮つて定める。</p>	<p>第27条 会議録には、<u>第21条</u>に規定する秘密会の議事は、記載しない。</p> <p>(請願等の処理)</p> <p>第28条 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、<u>委員長</u>の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(傍聴)</p> <p>第29条 会議は、傍聴することができる。ただし、<u>委員長</u>が必要と認めたとき又は<u>第21条</u>に規定する秘密会については、この限りではない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この規則の施行について必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮つて定める。</p>

(門真市教育委員会請願処理規則の一部改正)

第5条 門真市教育委員会請願処理規則(昭和54年門真市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、門真市教育委員会会議規則(昭和54年門真市教育委員会規則第8号)<u>第27条第2項</u>の規定に基づき、門真市教育委員会(以下「委員会」という。)に対する請願、陳情等(以下「請願等」という。)の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、門真市教育委員会会議規則(昭和54年門真市教育委員会規則第8号)<u>第28条第2項</u>の規定に基づき、門真市教育委員会(以下「委員会」という。)に対する請願、陳情等(以下「請願等」という。)の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(門真市教育委員会公告式規則の一部改正)

第6条 門真市教育委員会公告式規則(昭和54年門真市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及</p>

改正後	改正前
<p>び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項及び第25条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）その他門真市教育委員会（以下「委員会」という。）又はその権限に属する事務の委任を受けた門真市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の定める規程で公表を要するものの公告式に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員会規則の公布）</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 委員会規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び番号を記入して<u>教育長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項及び第26条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）その他門真市教育委員会（以下「委員会」という。）又はその権限に属する事務の委任を受けた門真市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の定める規程で公表を要するものの公告式に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員会規則の公布）</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 委員会規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び番号を記入して<u>門真市教育委員会委員長</u>（以下「委員長」という。）が署名するものとする。</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中門真市教育委員会公印規則別表第1の3-2の項及び5-3の項の改正規定及び第4条中門真市教育委員会会議規則第6条の改正規定（「はかつて」を「諮つて」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（門真市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の門真市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の門真市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

（門真市教育委員会公印規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の門真市教育委員会公印規則別表第1の4の項及び5の項並びに別表第2の規定は適用せず、同条の規定による改正前の門真市教育委員会公印規則別表第1の4の項から5の項まで及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

（門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。

（門真市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の門真市教育委員会会議規則の規定（教育長に係る部分に限る。）は適用せず、同条の規定による改

正前の門真市教育委員会会議規則の規定（委員長に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

（門真市教育委員会請願処理規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の門真市教育委員会請願処理規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の門真市教育委員会請願処理規則の規定は、なおその効力を有する。

（門真市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置）

- 7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第6条の規定による改正後の門真市教育委員会公告式規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の門真市教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。

議案第18号

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第17条第2項</u>の規定に基づき、門真市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条第2項</u>の規定に基づき、門真市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p>	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
部	課	部	課
分掌事務		分掌事務	
〃 略		〃 略	
こども も未 来部	こども も政 策課	こども も未 来部	こども も政 策課
	(1) <u>子ども・子育て支援施策の総合調整に関すること。</u>		(1) <u>幼保一体化施策の総合調整に関すること。</u>
	(2) 略		(2) 略
	(3) <u>保育所、幼稚園及び認定こども園に係る計画及び適正配置等に関すること。</u>		(3) <u>保育園、幼稚園及び認定こども園に係る計画及び適正配置等に関すること。</u>
	(4) <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等に関すること。</u>		
	(5) <u>地域型保育事業の認可等に関すること。</u>		
	(6) 略		(4) 略
	(7) 略		(5) 略
	(8) 略		(6) 略
	(9) 略		(7) 略
子育 て支 援課	(1)~(3) 略	子育 て支 援課	(1)~(3) 略
	(4) 略		(4) <u>放課後児童健全育成事業の開始等の届出の受理等に関すること。</u>
	(5) 略		(5) 略
	(6) 略		(6) 略
	(7) 略		(7) 略
			(8) 略

改正後		改正前	
	(8) 略		(9) 略
	(9) 略		(10) 略
保育	(1)～(2) 略	保育	(1)～(2) 略
幼稚園課	(3) <u>保育所、幼稚園等に係る情報提供及び相談に関すること。</u>	幼稚園課	(3) <u>保育園、幼稚園等に係る情報提供及び相談に関すること。</u>
	(4) <u>門真市立保育所及び門真市立幼稚園の予算及び決算の総括に関すること。</u>		(4) <u>公立保育園及び幼稚園の予算及び決算の総括に関すること。</u>
	(5) <u>門真市立保育所及び門真市立幼稚園の維持管理に関すること。</u>		(5) <u>公立保育園及び幼稚園の維持管理に関すること。</u>
	(6) <u>門真市立保育所及び門真市立幼稚園との連絡調整に関すること。</u>		(6) <u>公立保育園及び幼稚園との連絡調整に関すること。</u>
	(7) <u>門真市立保育所及び門真市立幼稚園の保健及び環境衛生に関すること。</u>		(7) <u>公立保育園及び幼稚園の保健及び環境衛生に関すること。</u>
	(8)～(9) 略		(8)～(9) 略
備考	略	備考	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規定による改正後の門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則第1条の規定は適用せず、この規定による改正前の門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則第1条の規定は、なおその効力を有する。

議案第19号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会 規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

改正後				改正前				
				民文化長 会館大副委 規模改員長 修計画 策定業 務委託 事業者 選定委 員会	以内	験者 (2) 当該施 設を代表 する者 (3) 本市の 職員	は任命 の日か ら当該 委託事 業者の 選定を 終了す る時ま で	学習 部生 涯学 習課
略								
門真市 教育振 興基本 計画策 定委員 会	委員 長 副委 員長	13人 以内	(1) 学識経 験者 (2) 保護者 の代表 (3) 門真市 立学校長 (4) 門真市 立学校教 員 (5) 本市の 職員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申を終 了する 時まで				学校 教育 部教 育総 務課
(仮 称)門 真市立 生涯学 習複合 施設設 計業務 委託事 業者選 定委員 会	委員 長 副委 員長	5人 以内	(1) 学識経 験者 (2) 本市の 職員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 委託事 業者の 選定を 終了す る時ま で				生涯 学習 部生 涯学 習課

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第20号

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の平成27年4月1日施行による門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）の一部改正に伴い、所要の字句整備を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出席停止等)</p> <p>第18条</p> <p>1 略</p> <p>2 園長は、正当な理由がなく園児の欠席が1月以上に及ぶとき、又は保護者が利用者負担を3月以上にわたり納付しないときは、委員会の承認を得て、当該園児の退園を命じることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(出席停止等)</p> <p>第18条</p> <p>1 略</p> <p>2 園長は、正当な理由がなく園児の欠席が1月以上に及ぶとき、又は保護者が保育料を3月以上にわたり納付しないときは、委員会の承認を得て、当該園児の退園を命じることができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第21号

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の廃止について

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則（平成16年門真市教育委員会規則第2号）を次のように廃止するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、規則の廃止を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則を廃止する規則

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則（平成16年門真市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による廃止前の門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

議案第22号

門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の発信者名)</p> <p>第8条 文書の発信者名は、委員会名又は教育長名を用いなければならない。ただし、その内容が軽易なものについては部長名又は課長名等を用いることができる。</p>	<p>(文書の発信者名)</p> <p>第8条 文書の発信者名は、委員会名、<u>委員長名</u>又は教育長名を用いなければならない。ただし、その内容が軽易なものについては部長名又は課長名等を用いることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規定による改正後の門真市教育委員会文書管理規程の規定は適用せず、この規定による改正前の門真市教育委員会文書管理規程の規定は、なおその効力を有する。

議案第23号

門真市立図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条の規定に基づき、門真市立図書館協議会委員を任命するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

（仮称）市立生涯学習複合施設における図書館運営のあり方について提言を求めることに伴い、新たに門真市立図書館協議会委員を任命するにつき、本案を提出するものである。

門真市立図書館協議会委員名簿

任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

氏 名	所 属 団 体 等	該 当 条 項
<small>きのした</small> 木下 みゆき	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者

門真市立図書館協議会委員名簿

任期：平成 25 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日

(※任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

氏 名	所 属 団 体 等	該 当 条 項
むらかみ やすこ 村上 泰子	関西大学教授	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学識経験者
おかだ まさじ 岡田 正次	大阪府立門真なみはや高等学校校長	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
こてら ひろあき 小寺 弘明	門真市立小・中学校長会 (門真市立第四中学校)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
なかの せいこ 中野 勢子	門真市立小・中学校長会 (門真市立門真小学校)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
はせがわ しげこ 長谷川 成子	門真市立幼稚園長会 (門真市立大和田幼稚園)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
きのした みゆき(※) 木下 みゆき(※)	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者
やまだ けいこ 山田 恵子	門真市 P T A 協議会	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者
ひがしだ たえこ 東田 妙子	絵本ことの葉会	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者
しもおか あきこ 下岡 晶子	育児サークル (ちびっこまんクラブ)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 家庭教育関係者

議案第24号

平成27年度門真市教育の重点について

平成27年度門真市教育の重点を次のとおり定めるにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成27年度における門真市の学校教育及び生涯学習に関する一般方針を定めるにつき、本案を提出するものである。

議案第25号

平成27年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針
の策定について

平成27年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を定めるにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成27年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を定めるにつき、本案を提出するものである。

平成 27 年度

門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、授業改善を中心に、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修を実施し、力のある教職員の育成を推進します。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

教職員のキャリアステージを初任者基礎期、基礎充実期、ミドルリーダー期、リーダー期に区分し、それぞれの期に必要な資質を育成する研修を提供します。

2 授業改善を中心に門真市の教育課題に対応した研修

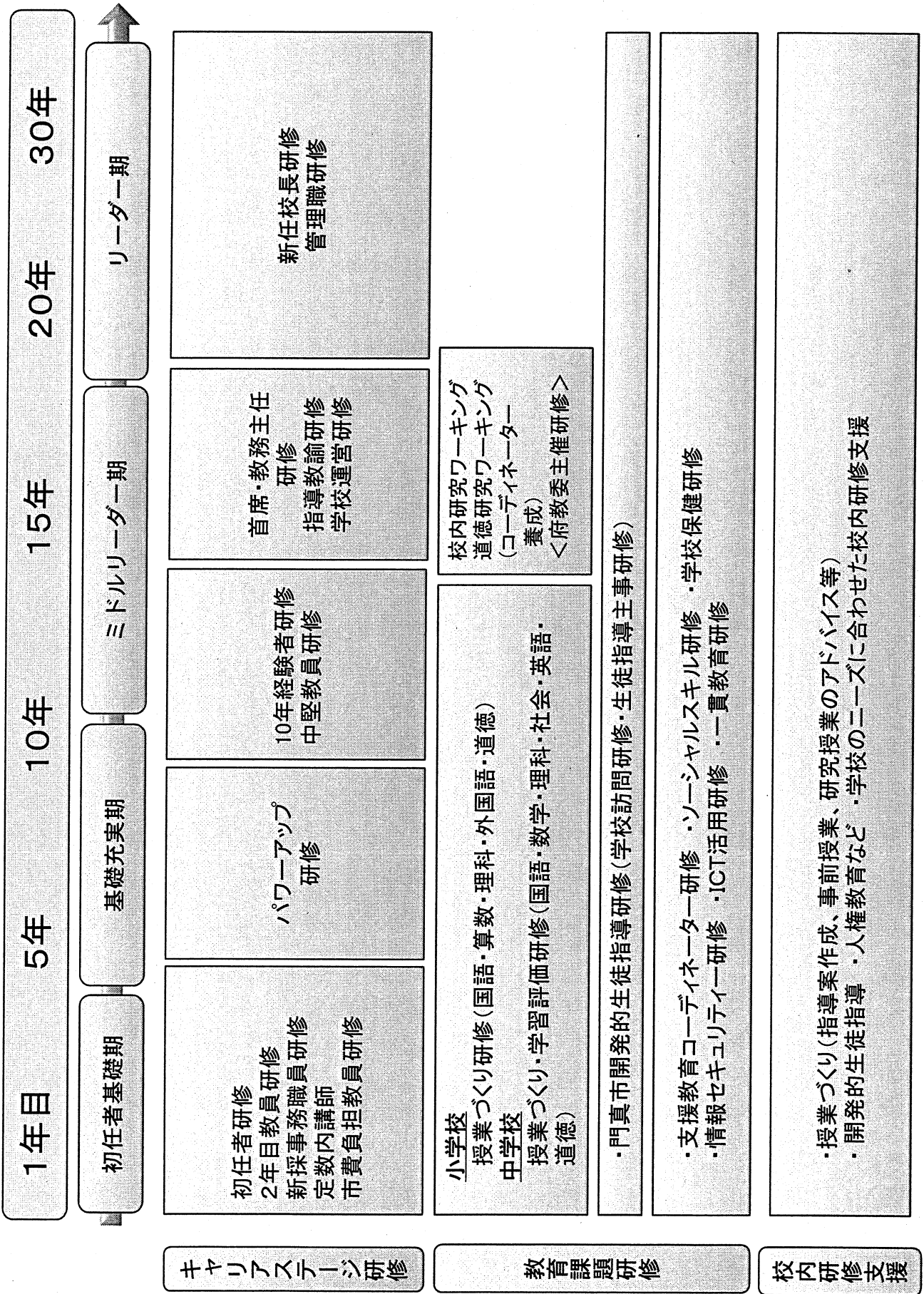
子ども主体の授業づくりを推進するため、日々の授業や研究授業に結びつく研修を実施します。

また、本市の生徒指導改善を進めるため、開発的生徒指導の具体的なあり方や、ソーシャルスキルトレーニング、いじめ・不登校・体罰防止等についての研修を実施します。

学校組織の改善を図るため、教務主任、首席等を対象とする学校運営研修を実施します。

3 校内研修支援

各学校における校内研修の活性化を図るため、担当指導主事やスクールアドバイザー等による校内研修支援を行います。



議案第26号

門真市子ども・子育て支援事業計画の策定について

門真市子ども・子育て支援事業計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月27日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにつき、本案を提出するものである。

(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画（素案）の
パブリックコメント実施結果

1. 意見募集期間

平成 27 年 1 月 27 日（火）から平成 27 年 2 月 16 日（月）まで

2. 閲覧場所

こども政策課、こども発達支援センター、保健福祉センター、門真市民プラザ、
南部市民センター、図書館本館・分館、公民館、文化会館、公立幼稚園、公立保育所、
市ホームページ

3. 意見等の件数

2 件

4. 意見等に対する市の考え方

※いただいた意見による計画の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

	意見	市の考え方
1	<p>p. 68 主な取組施策 No. 5 「家庭や地域の教育力の向上」について スローガンはよく理解できるが、「学びのススメ」を普及するだけでは、地図を手渡して、方法を教えずに旅に出すようなイメージを受けます。</p> <p>方法を知る者には便利なツールだが、知らない者にとっては、ただの紙に過ぎないと感じます。</p> <p>いかに中身のある取組にしていくかが必要であると思います。</p>	<p>現在、各小中学校では、児童・生徒に対して「学びのススメ」や各学校で独自に作成した「家庭学習のてびき」を用いて発達段階に応じた家庭学習の方法を具体的に示して指導しております。</p> <p>また、保護者に対しましては、家庭訪問や学年・学級懇談会等の場で、同様の資料を活用して家庭学習のあり方を説明するなど、各ご家庭でもご協力いただけるよう取り組んでおります。</p> <p>ご指摘の点の学びの方法を具体的に教えることにつきましては、PTA 協議会等と更なる連携を強めながら、学校においても学ぶ楽しさ、わかる喜びを経験できるように、計画を実施していく過程において、授業の充実を図ってまいります。</p>
2	<p>1. 子どもたちの健やかな出生、またその成長、及びその親、妊産婦等の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策、及</p>	<p>学校や官公庁施設をはじめ、多数の者が利用する施設の管理者は、健康増進法第 25 条において、受動喫煙を防止するた</p>

び親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す施策が重要です。

2. 乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。保育園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくありません。家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。
3. 子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。
4. とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちや妊産婦を守る抜本的施策が不可欠です。受動喫煙防止法や条例の制定に向けた取り組み及び飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけも必要で有効かと思えます。
 - (1) 「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」
 - (2) 「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」
 - (3) 出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」

めの措置を講ずるよう努めることが位置付けられております。

また、本市におきましても関連する個別計画である「門真市健康増進計画・食育推進計画」において、受動喫煙の防止を重点的な取組と位置付けた上で、母子保健事業を含め、さまざまな機会を捉えて受動喫煙の危険性についての周知啓発に努めております。

今後引き続き計画を実施していく過程において、受動喫煙の防止を推進してまいります。

答 申 書

平成 27 年 2 月 25 日

門真市教育委員会 様

門真市子ども・子育て会議

委員長 合田 誠



門真市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成 25 年 9 月 2 日付け門健福第 443 号にて諮問された標記計画（案）の策定及び当該計画の推進に係る事項について、当会議を計 11 回開催し慎重に審議を重ねた結果、本計画案を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等を踏まえた下記の事項について、十分配慮した上で計画に示される施策について着実に実行されることを要望します。

記

1 「子どもの最善の利益」の実現について

計画の根幹ともなる「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、保護者への「子育て」支援の視点のみならず、新制度の主役である「子ども」の育ちを最優先し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、子どもの視点に立った各施策の推進に取り組まれない。

2 質の高い教育・保育の提供について

「子ども・子育て支援新制度」での柱としても掲げられている「質の高い教育・保育」を確保するため、各成長段階に応じた必要な教育・保育となるよう適切な提供に努められるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等、施設及び事業の形態によって教育・保育内容に差が生じないように実施されたい。

また、当会議において審議を行った「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の運用に当たっては、教育・保育の質の低下を招かないよう適切な運用を実施されたい。

3 認定こども園への移行について

保護者の幅広いニーズに対応するため、認定こども園への移行の促進に努められるとともに、とりわけ公立園においては、公立の担う役割として率先して移行に努められたい。

4 保護者の多様な就労形態等への対応について

本計画は、保護者の就労の有無を問わず、すべての保護者を対象としていることから、支援に当たっては、保護者の就労の有無や就労時間帯により支援に差が生じないように平等性の確保に努められたい。

5 利用者負担について

教育・保育施設等の利用者負担額については、国の仮単価の段階での検討であったため、新制度施行後は見直しについて検討が必要であると考えます。とりわけ2号及び3号認定（保育認定）に係る利用者負担額については、国基準に対する利用者負担額の状況、1号認定（教育標準時間認定）との均衡、また近隣市の状況などを踏まえつつ検討されたい。

6 制度の周知について

「子ども・子育て支援新制度」の制度内容が非常に複雑であるため、当事者である保護者や事業者に対して、新制度施行後も引き続き周知を行うよう努められたい。

7 企業や地域との連携について

ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の就労支援の実施に当たっては、企業との連携が不可欠であるため、先行的な取組等について企業への周知に努めた上で、効果的な施策の推進に努められたい。

また、地域における子ども・子育て支援の重要性も高いことから、行政と地域との連携を強化した上で計画を推進されたい。

8 教育委員会が一体となった施策の推進について

各施策の連続性を確保するため、就学前後の教育や子どもの育ちを途切れさせないための切れ目のない教育の推進や、放課後の児童の居場所となる放課後児童クラブの運営に当たっては、学校現場も含め教育委員会が一体となって推進に努められたい。

9 計画の進行管理について

計画の推進に当たっては、定期的に進捗状況を把握したうえで、保護者のニーズや実態に即した施策展開を実施されたい。とりわけ、数値目標を掲げている事業等については進行管理を徹底し、実情に即した計画の見直しも視野に入れた実効性のある計画となるよう努められたい。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	西岡教育総務課長
2	平成26年度末・27年度当初における教職員人事異動の概要について	成田学校教育課参事
3	「第4回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について	牧藺生涯学習課長
4	市立公民館まつりについて	牧藺生涯学習課長
5	市立文化会館ふれあいまつりについて	牧藺生涯学習課長